

南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例等の制定及び財産を処分する件

1. 趣旨

南相馬市角川原総合研修センターについては、市民の営農意欲向上等の研修に供することを目的に直営により、管理運営を行っている。

南相馬市指定管理者制度導入計画（第3版）で定めたとおり施設のあり方について検討した結果、近年は、設置目的に関する利用が減少し、地元行政区の集会施設としての利用が主であり、利用者が固定化されていること及び建築から30年が経ち耐用年数（24年）を経過していることを鑑みれば、施設整備の所期の目的を達成し一定の役割を終えたと判断したこと、さらには施設の設置目的については、農村環境改善センターの利用により対応が可能であることから、用途廃止をするため、同施設の設置条例及び条例施行規則を廃止し、財産を処分して良いか判断を仰ぐもの。

2. 施設概要

南相馬市角川原総合研修センターは、昭和63年度に水田農業確立対策推進事業を活用し、市民の営農意欲向上等の研修に供することを目的として建築（平成元年3月竣工）され、直営にて管理運営されている。

名称：南相馬市角川原総合研修センター

位置：南相馬市鹿島区角川原字前川原 69 番地の 1

目的：市民の営農意欲向上等の研修に供すること

建築年：平成元年3月竣工

構造：木造平屋建(床面積164.24㎡、敷地面積802.33㎡)

財源：水田農業確立対策推進事業補助金

耐用年数：24年

3. 用途廃止後の財産処分

(1) 建物

以下のことから、主たる利用団体である地元（角川原）行政区へ譲与

①南相馬市指定管理者導入計画（第3版）において、市の施設としては廃止し地域団体や民間への貸与、あるいは譲与したほうが有効な利用が見込まれる施設と定めていること。

②主たる利用団体である角川原行政区から譲与に関する要望がされていること。

③維持管理に関する経費（年間約60万円）の削減が図られること。

(2) 土地

建物相当面積について地元（角川原）行政区へ無償貸付

4 パブリックコメントの実施

南相馬市パブリックコメント手続条例に基づき、パブリックコメントを実施。

- (1) 案 件 名 南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例を廃止
- (2) 意見の提出期間 令和元年9月19日(木)～10月8日(火)
- (3) 意見総数 0件
- (4) 意見内容 なし

5 条例等の施行日

令和2年4月1日

6 今後のスケジュール

- (1) 10月下旬 地域協議会(鹿島 諮問、原町・小高 報告)
- (2) 11月上旬 施設譲与の仮契約
- (3) 12月議会 議決(施設の譲渡、条例の廃止)
- (4) 4月 1日 施設の引き渡し

南相馬市条例第 号

南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する
条例を廃止する条例（素案）

南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例（平
成 1 8 年南相馬市条例第 1 7 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

南相馬市条例施行規則第 号

南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する
条例施行規則を廃止する規則（素案）

南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例施行
規則（平成 18 年南相馬市条例施行規則第 127 号）は、廃止す
る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例

平成18年1月1日

条例第172号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、市民の営農意欲向上等の研修に供するため、研修センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 研修センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬市角川原総合研修センター

位置 南相馬市鹿島区角川原字前川原69番地の1

(使用の許可)

第3条 南相馬市角川原総合研修センター(以下「センター」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの使用を許可するときは、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 建物及び附属物を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又は風紀を乱すおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上必要があるとき。

(使用料)

第6条 センターの使用料は、徴収しない。ただし、目的以外に使用する場合に、1時間につき710円の使用料を徴収する。

2 使用料の納入は、使用が許可されたとき、前納しなければならない。

(使用の責任)

第7条 使用者は、使用中における一切の責任を負わなければならない。

(損害賠償の義務)

第8条 使用者は、建物及び附属物を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第10条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例(平成元年鹿島町条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年1月1日

規則第127号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例(平成18年南相馬市条例第172号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び許可)

第2条 条例第3条の規定により南相馬市角川原総合研修センターを使用する者は、次の手順により申請をしなければならない。

(1) 申請は、南相馬市角川原総合研修センター使用許可申請書(別記様式)を提出し、市長の許可を得るものとする。

(2) 申請は、使用期日の1月前から3日前までとし、独占使用をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(許可取消し等の通知)

第3条 市長は、条例第5条の規定により使用を停止し、又は使用許可を取り消すときは、申請者に通知しなければならない。

(指示及び注意)

第4条 市長は、使用者に対し必要な指示又は注意をすることができる。

(その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例施行規則(平成元年鹿島町規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の南相馬市税条例施行規則、南相馬市税の滞納処分に関する文書の様式を定める規則、南相馬市介護保険規則及び南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成20年規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の南相馬市財務規則、南相馬市保育園規則及び南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

角川原総合研修センター 位置図



